

モニタリングポストの移設に伴う暫定自動通報値の設定について（案）

伊方発電所からの放射性物質放出の監視については、緊急時に備えた監視体制の維持や常に機器の適正な稼働を確保する必要があるため、自動通報値を設定し、発報があれば原因調査及び必要な対応を実施することとしており、津波対策等により移設する四国電力(株)設置モニタリングポスト（周辺 MP 三机、周辺 MP 宮内、周辺 MP 湊浦、周辺 MP 九町）については、別の場所に設置されるため、バックグラウンド値を考慮して新たに自動通報値を設定する必要がある。

自動通報値の設定に当たっては、移設先の十分なデータの蓄積がないことから、平成 24 年度の増設局、平成 26 年度の移設局の暫定自動通報値の設定方法と同様に、既設局のこれまでの測定値から、以下のとおり暫定的に自動通報値を設定する。

<暫定自動通報値設定の考え方>

各ポスト稼働開始から平成 28 年 3 月 8 日までの期間の最小値に、既設モニタリングポストのデータから求めた「増加分」を加えたものを暫定通報値として設定する。

既設ポストから求めた【増加分】※
（平成 24 年度増設時、平成 25 年度移設時と同様）

[Na I 検出器移設後（平成 28 年 3 月 8 日まで）の最小値 + 63.5 (ナノグレイ毎時)]

※【増加分】：各測定局における過去約 6 年間（平成 19 年 4 月～平成 24 年 12 月）の 10 分値から、各年度の「最大値－最小値」を算出し、このうちその差が最大となるものを抽出して、全局分を平均したもの。

・移設した四国電力(株)設置モニタリングポストの自動通報設定値

測定局	現行設定値	暫定設定値（案）	単位
周辺 MP 三机	93.0	79.5	ナノグレイ毎時
周辺 MP 宮内	93.0	78.5	
周辺 MP 湊浦	97.0	86.5	
周辺 MP 九町	95.0	86.5	

なお、今回定めた暫定自動通報値は、今後の測定結果を踏まえ、見直すこととする。